

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年11月15日
【四半期会計期間】	平成22年度第2四半期（自平成22年7月1日至平成22年9月30日）
【会社名】	株式会社 商船三井
【英訳名】	Mitsui O.S.K. Lines, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 武藤 光一
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門二丁目1番1号
【電話番号】	東京（03）3587局7026番(代表) 東京（03）3587局7041番(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 津田 昌明、経理部長 堀口 英夫
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門二丁目1番1号
【電話番号】	東京（03）3587局7026番(代表) 東京（03）3587局7041番(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 津田 昌明、経理部長 堀口 英夫
【縦覧に供する場所】	株式会社 商船三井 名古屋支店 （名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号） 株式会社 商船三井 関西支店 （大阪市北区中之島三丁目3番23号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番2号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	平成21年度 第2四半期連結 累計期間	平成22年度 第2四半期連結 累計期間	平成21年度 第2四半期連結 会計期間	平成22年度 第2四半期連結 会計期間	平成21年度
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日	自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日	自平成21年 7月1日 至平成21年 9月30日	自平成22年 7月1日 至平成22年 9月30日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高(百万円)	624,562	802,839	327,090	405,857	1,347,964
経常利益又は経常損失( ) (百万円)	10,011	80,309	1,488	41,060	24,234
四半期(当期)純利益又は 四半期純損失( )(百万円)	9,934	48,251	3,080	27,428	12,722
純資産額(百万円)	-	-	712,877	712,312	735,702
総資産額(百万円)	-	-	1,843,052	1,884,822	1,861,312
1株当たり純資産額(円)	-	-	532.63	529.77	551.70
1株当たり四半期(当期)純利益 金額又は四半期純損失金額( ) (円)	8.30	40.36	2.57	22.95	10.63
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	38.92	2.48	22.12	10.25
自己資本比率(%)	-	-	34.58	33.60	35.43
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	29,676	111,293	-	-	93,428
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	106,221	90,146	-	-	133,483
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	60,674	1,242	-	-	42,227
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	-	-	68,470	103,510	85,894
従業員数(人)	-	-	10,088	9,474	9,707

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 平成21年度第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、セグメント情報の区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社における異動もありません。

### 3【関係会社の状況】

(1) 当第2四半期連結会計期間において、新たに提出会社の連結子会社となった会社は以下の通りです。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な 事業 の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容			
					役員 の 兼任	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
ACCORD SHIPPING INC.	PANAMA	USD 5,000	不定期専用 船事業	100.00	有	-	-	-
BROADLEAF NAVIGATION INC.	MARSHALL ISLANDS	USD 5,000	不定期専用 船事業	100.00	有	-	-	-
CAPRICE MARITIME INC.	PANAMA	USD 5,000	不定期専用 船事業	100.00	有	-	-	-
GRACIER TRANSPORT INC.	MARSHALL ISLANDS	0	不定期専用 船事業	100.00	有	-	-	-
GREEN WAKABA S.A.	PANAMA	0	不定期専用 船事業	100.00	有	-	-	-
LAUREL MARITIME INC.	MARSHALL ISLANDS	0	不定期専用 船事業	100.00	有	-	-	-
OVERTURE NAVIGATION INC.	PANAMA	USD 5,000	不定期専用 船事業	100.00	有	-	-	-
REGULUS NAVIGATION INC.	MARSHALL ISLANDS	0	不定期専用 船事業	100.00	有	-	-	-
RIGEL TRANSPORT INC.	MARSHALL ISLANDS	0	不定期専用 船事業	100.00	有	-	-	-
RONDO MARITIME INC.	PANAMA	0	不定期専用 船事業	100.00	有	-	-	-
SPICA SHIPPING INC.	MARSHALL ISLANDS	0	不定期専用 船事業	100.00	有	-	-	-

(注) 主要な事業の内容欄には、セグメント情報の名称を記載しております。

(2) 当第2四半期連結会計期間において、新たに提出会社の連結子会社ではなくなった会社は以下の通りです。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な 事業 の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容			
					役員 の 兼任	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
(株)シーロックス北一	北海道苫小牧 市	20	フェリー・ 内航事業	100.00 (100.00)	-	-	-	-

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメント情報の名称を記載しております。

2. 議決権の所有割合の( )内は、間接所有割合で内数であります。

(3) 当第2四半期連結会計期間において、新たに提出会社の持分適用関連会社となった会社は以下の通りです。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な 事業 の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容			
					役員 の 兼任	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
TAN CANG-CAI MEP TOWAGE SERVICES CO., LTD.	VIETNAM	USD 4,500,000	関連事業	40.00	有	-	当社運航船舶の曳 船作業をしている	-
TRINITY LNG CARRIER INC.	MARSHALL ISLANDS	USD 500	不定期専用 船事業	50.00	有	有	-	-

(注) 主要な事業の内容欄には、セグメント情報の名称を記載しております。

### 4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	9,474 (2,484)
---------	---------------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は( )内に当第2四半期連結会計期間の平均人数を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	920 (203)
---------	-----------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は( )内に当第2四半期会計期間の平均人数を外数で記載しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

当社グループ（当社及び連結子会社、以下同じ。）はセグメントごとに提供するサービス内容は多種多様であり、従って、生産、受注の各実績を求めることが実務的に困難であるため、それらをセグメントごとに金額、数量で示しておりません。

セグメントごとの売上高

セグメントの名称	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	前年同四半期比(%)
不定期専用船事業(百万円)	202,011	114.8
コンテナ船事業(百万円)	162,438	145.0
フェリー・内航事業(百万円)	13,692	103.0
関連事業(百万円)	30,532	108.7
報告セグメント計(百万円)	408,674	-
その他(百万円)	3,471	78.4
調整額(百万円)	(6,289)	-
合計(百万円)	405,857	124.1

(注) 1. 第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。これによるセグメントへ与える影響はないため、前年同期比較を行っております。

2. 記載金額には消費税等は含まれておりません。

### 2【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

#### 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

##### (1)業績の状況

当第2四半期（平成22年7月1日から9月30日までの3ヶ月）の世界経済は、先進国を中心に景気回復のペースが鈍化しましたが、総じて回復傾向が続きました。米国では、緩やかな景気回復基調は維持したものの、景気刺激策の効果が薄れたことなどから、本格的な回復が遅れています。欧州では、欧州金融機関に対するストレステストの結果が7月下旬に公表されて、域内財政問題に係る漠然とした先行き不透明感が若干薄らいだことやユーロ安を背景として輸出が増加したことなどをうけて、全般的に好調となりました。中国では、政府による不動産市場引締め策導入や先進国の経済軟化などによって景気が腰折れるという懸念は杞憂に終わり、底堅い経済成長が続きました。わが国では、円高や世界経済の回復度合いが緩やかに減速したことによる輸出の鈍化、経済政策支援の効果が一巡してきたことなどをうけて、景気回復の勢いが一段と緩やかになりました。

海運市況に目を転じますと、ドライバルク船市況について、ケープサイズは中国の鉄鉱石輸入量の鈍化による荷動き減少をうけて、7月上旬から8月上旬にかけて低迷しましたが、その後、中国の鉄鉱石買いに対する期待感が高まり、9月中旬には一時4万米ドル台を回復する等、大きく変動しました。一方、パナマックス以下の船型は底堅く推移しました。油送船市況については、原油船（VLCC）、石油製品船共に低迷しました。コンテナ船については、第1四半期会計期間に引き続き荷動きが堅調に推移し、運賃修復が進みました。

原油価格については、8月上旬にUS\$82/バレル台まで上昇した後、世界景気減速懸念からやや軟化しましたが、平均では前年同期比で上昇しました。当第2四半期会計期間の燃料油平均価格も前年同期のUS\$394/MTから上昇し、US\$469/MTとなりました。一方、当第2四半期会計期間の平均為替レートは\ 87.78/US\$（前年同期比\ 7.07/US\$の円高）となりました。

これらの結果、当第2四半期会計期間（3ヶ月）の業績は、前年同期比大幅増益となりました。それに伴い、当第2四半期累計期間（6ヶ月）においても、前年同期比大幅改善となりました。

当第2四半期連結会計期間の連結業績及び対前年同期比較は以下のとおりです。

	前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	増減額/増減率
売上高(億円)	3,270	4,058	787 / 24.1%
営業利益(億円)	8	435	427 / - %
経常利益(億円)	14	410	395 / - %
四半期純利益(億円)	30	274	243 / 790.5%
為替レート(3ヶ月平均)	\ 94.85/US\$	\ 87.78/US\$	\ 7.07/US\$
船舶燃料油価格(3ヶ月平均)	US\$394/MT	US\$469/MT	US\$75/MT

また、セグメントごとの売上高、セグメント損益（経常損益）及び概況は次のとおりです。

上段が売上高（億円）、下段がセグメント損益（経常損益）（億円）

セグメントの名称	前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	増減額/増減率
不定期専用船事業	1,759	2,020	260 / 14.8%
	159	217	57 / 36.1%
コンテナ船事業	1,119	1,624	504 / 45.0%
	175	173	349 / -%
フェリー・内航事業	132	136	3 / 3.0%
	2	6	9 / -%
関連事業	280	305	24 / 8.7%
	24	26	1 / 7.4%
その他	44	34	9 / 21.6%
	4	5	1 / 27.4%

(注) 1. 売上高にはセグメント間の内部売上高又は振替高が含まれております。

2. 第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。これによるセグメントへ与える影響はないため、前年同期比較を行っております。

#### 不定期専用船事業

##### <ドライバルク船>

ドライバルク船市況について、ケープサイズは中国の鉄鉱石輸入量の鈍化による荷動き減少をうけて、7月上旬から8月上旬にかけて1日あたりの傭船料が1万ドル台で推移しましたが、その後、10～12月積み鉄鉱石の価格が下がったことから、中国の鉄鉱石買いに対する期待感が高まり、9月中旬には一時4万ドル台を回復する等、大きく変動しました。一方、パナマックス以下の船型では、新興国向け石炭、穀物の荷動き増加をうけて、堅調に推移しました。当第2四半期会計期間は、これら市況に応じて変動する収益に、鉄鋼原料船、電力炭船、木材チップ船等の中長期契約による安定収益を加えた結果、前年同期比では、主にケープサイズにおける市況レベルの違いにより減益となりました。

##### <油送船・LNG船>

油送船市況について、原油船（VLCC）は欧米向け荷動きに強さが見られず低迷しました。石油製品船、LPG船は前年同期比改善しましたが低位に推移し、その結果、前年同期比若干改善したものの、赤字となりました。LNG船部門については、長期輸送契約による安定収益に支えられましたが、当第2四半期会計期間は、主に円高の影響により前年同期比減益となりました。

##### <自動車船>

自動車船部門については、第1四半期会計期間に引き続き、あらゆるコスト削減・合理化努力を続けているなか、世界経済の緩やかな回復をうけた荷動きの復調が加わり、当第2四半期会計期間は前年同期比大幅に改善しました。

#### コンテナ船事業

コンテナ船事業については、前年度（平成21年度）から引き続いて、本船の減速運航による燃料費削減、その他貨物費削減、国内・海外組織の再編・要員適正化等の諸対策を実行し、コスト競争力の向上を推進しました。当第2四半期会計期間では、第1四半期会計期間に引き続き、これらの諸対策によるコスト削減に加えて、積高及び運賃市況の大幅改善に対応したサービスの改編・拡充を進めた結果、前年同期比並びに第1四半期会計期間比で大幅な増益となりました。

#### フェリー・内航事業

フェリー・内航事業については、フェリー航路によって回復傾向が異なり、特に高速道路料金の割引の影響を強く受ける航路では旅客の回復に遅れが見られるものの、当第2四半期会計期間は前年同期比で増益となり、黒字回復を果たしました。

#### 関連事業

主要子会社であるダイビル㈱を中心とする不動産事業については、平成22年4月に実施した「青山ライズスクエア」の信託受益権取得の効果もあり、第1四半期会計期間に引き続き堅調に推移しました。旅行代理店業につい

では、企業のビジネストラベルの復調と一般管理費削減努力等により前年同期比増益となりました。客船事業については、「にっぽん丸」が平成22年3月から営業航海を再開しましたが、第1四半期会計期間に引き続き、本船の改装による償却費の増加によって前年同期比減益となりました。商社事業については、業績は概ね堅調に推移し、前年同期比増益となりました。これらの結果、関連事業セグメント全体において、当第2四半期会計期間は前年同期比増益となりました。

#### その他

主にコストセンターであるその他の事業には、船舶運航業、船舶管理業、貸船業、金融業、造船業などがありますが、当第2四半期会計期間は前年同期比で増益となりました。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、第1四半期連結会計期間末に比べ157億円増加し、1,035億円となりました。当第2四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によって得られた資金は645億円（前年同四半期比 345億円増）となりました。これは主に税金等調整前四半期純利益394億円によるものであります。

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によって支出された資金は471億円（前年同四半期比 38億円増）となりました。これは主に船舶を中心とした有形及び無形固定資産の取得による支出675億円、同有形及び無形固定資産の売却による収入162億円によるものであります。

##### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によって得られた資金は2億円（前年同四半期比 85億円減）となりました。これは主に長期借入れによる収入297億円、短期借入金の純増減額の減少138億円、長期借入金の返済による支出117億円によるものであります。

#### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

#### (4) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発費の総額は46百万円となっております。

なお、当第2四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発の状況に重要な変更はありません。

### 第3【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、当社グループにおける主要な設備の異動は次の通りであります。

船舶

当第2四半期連結会計期間において、6隻(794千重量トン)が竣工し、8隻(668千重量トン)を購入しました。

一方、船隊の若返りと競争力を高めるため4隻(100千重量トン)の老朽船等を売却等いたしました。

所有船舶の増減

	セグメントの名称	隻数	積載重量トン数 (千重量トン)	帳簿価額 (百万円)
増加	不定期専用船事業	12	1,305	38,716
	コンテナ船事業	2	158	22,332
	合計	14	1,463	61,049
減少	不定期専用船事業	4	100	847
	合計	4	100	847

(注) 記載金額には、消費税等は含まれておりません。

その他

重要な異動はありません。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

重要な設備計画の変更

当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画していた重要な設備の新設及び除却等について、重要な変更はありません。

重要な設備計画の完了

前四半期連結会計期間末に計画していた設備計画のうち、当第2四半期連結会計期間に完了したものは、(1) 主要な設備の状況に記載のとおりであります。

重要な設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,154,000,000
計	3,154,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年11月15日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,206,286,115	1,206,286,115	東京、名古屋、大阪 (以上 市場第一部)、 福岡の各証券取引所	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は1,000株であります。
計	1,206,286,115	1,206,286,115	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成22年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使(転換社債型新株予約権付社債の権利行使を含む)により発行された株式数は含まれておりません。

#### (2)【新株予約権等の状況】

##### 新株予約権

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

<平成14年6月25日定時株主総会決議>

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数	20個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	20,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 264円(注)1.
新株予約権の行使期間	平成16年6月26日から 平成24年6月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 264円 資本組入額 264円(注)2.
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

2. 新株予約権の行使により新株を発行する場合は、発行価額の全額を資本に組入れる。但し、新株の発行に代えて当社が保有する自己株式を譲渡する場合には、これに係る払込金額は資本に組入れない。
3. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。
- ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社取締役、執行役員又は従業員の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。
- 但し、禁固刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。
- ハ その他の権利行使の条件については、取締役会において決定する。

<平成15年6月25日定時株主総会決議>

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数	14個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	14,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 377円(注)1.
新株予約権の行使期間	平成16年6月20日から 平成25年6月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 377円 資本組入額 377円(注)2.
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

<平成16年6月24日定時株主総会決議>

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数	296個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	296,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 644円(注)1.
新株予約権の行使期間	平成17年6月20日から 平成26年6月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 644円 資本組入額 644円(注)2.
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

<平成17年6月23日定時株主総会決議>

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数	888個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	888,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 762円(注)1.
新株予約権の行使期間	平成18年6月20日から 平成27年6月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 762円 資本組入額 762円(注)2.
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

2. 新株予約権の行使により新株を発行する場合は、発行価額の全額を資本に組入れる。但し、新株の発行に代えて当社が保有する自己株式を譲渡する場合には、これに係る払込金額は資本に組入れない。

3. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社役員及び当社国内連結子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁固刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。

ハ その他の権利行使の条件については、取締役会において決定する。

<平成18年6月22日定時株主総会決議>

当社取締役に対する報酬等として、平成2年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数	520個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	520,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 841円(注)1.
新株予約権の行使期間	平成19年6月20日から 平成28年6月22日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 841円 資本組入額 421円
新株予約権の行使の条件	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社取締役の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁固刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。

ハ その他の権利行使の条件については、取締役会において決定する。

<平成18年6月22日定時株主総会決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数	943個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	943,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 841円(注)1.
新株予約権の行使期間	平成19年6月20日から 平成28年6月22日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 841円 資本組入額 421円
新株予約権の行使の条件	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁固刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。

ハ その他の権利行使の条件については、取締役会において決定する。

<平成19年6月21日定時株主総会決議>

当社取締役に対する報酬等として、平成22年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数	520個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	520,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1,962円(注)1.
新株予約権の行使期間	平成20年6月20日から 平成29年6月21日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,962円 資本組入額 981円
新株予約権の行使の条件	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社取締役の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁固刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。

ハ その他の権利行使の条件については、取締役会において決定する。

<平成19年6月21日定時株主総会決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数	1,180個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	1,180,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1,962円(注)1.
新株予約権の行使期間	平成20年6月20日から 平成29年6月21日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,962円 資本組入額 981円
新株予約権の行使の条件	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁固刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。

ハ その他の権利行使の条件については、取締役会において決定する。

<平成20年7月24日取締役会決議>

当社取締役に対する報酬等として、平成2年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定及び平成19年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数	530個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	530,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1,569円(注)1.
新株予約権の行使期間	平成21年7月25日から 平成30年6月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,569円 資本組入額 785円
新株予約権の行使の条件	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社取締役の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁固刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。

ハ その他の権利行使の条件については、取締役会において決定する。

<平成20年7月24日取締役会決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定及び平成20年6月24日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数	1,230個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	1,230,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1,569円(注)1.
新株予約権の行使期間	平成21年7月25日から 平成30年6月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,569円 資本組入額 785円
新株予約権の行使の条件	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁固刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。

ハ その他の権利行使の条件については、取締役会において決定する。

<平成21年7月30日取締役会決議>

当社取締役に対する報酬等として、平成21年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定及び平成19年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数	470個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	470,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 639円(注)1.
新株予約権の行使期間	平成23年7月31日から 平成31年6月22日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 639円 資本組入額 320円
新株予約権の行使の条件	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社取締役の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁固刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。

ハ その他の権利行使の条件については、取締役会において決定する。

<平成21年7月30日取締役会決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定及び平成21年6月23日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数	1,170個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	1,170,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 639円(注)1.
新株予約権の行使期間	平成23年7月31日から 平成31年6月22日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 639円 資本組入額 320円
新株予約権の行使の条件	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。  
 ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。  
 但し、禁固刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。  
 ハ その他の権利行使の条件については、取締役会において決定する。

<平成22年7月30日取締役会決議>

当社取締役に対する報酬等として、平成22年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定及び平成19年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数	470個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	470,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 642円(注)1.
新株予約権の行使期間	平成24年7月31日から 平成32年6月21日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 642円 資本組入額 321円
新株予約権の行使の条件	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社取締役の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁固刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。

ハ その他の権利行使の条件については、取締役会において決定する。

<平成22年7月30日取締役会決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定及び平成22年6月22日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数	1,240個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	1,240,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 642円(注)1.
新株予約権の行使期間	平成24年7月31日から 平成32年6月21日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 642円 資本組入額 321円
新株予約権の行使の条件	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁固刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。

ハ その他の権利行使の条件については、取締役会において決定する。

新株予約権付社債

平成18年3月29日に発行した2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権は、次のとおりであります。

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数	49,030個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	44,358,997株
新株予約権の行使時の払込金額	1,105.3円 (注)
新株予約権の行使期間	平成18年4月12日から 平成23年3月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,105.3円 資本組入額 553円
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当なし
新株予約権付社債の残高	49,030百万円
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。

なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たりの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年7月1日 ~ 平成22年9月30日	-	1,206,286	-	65,400	-	44,371

(6)【大株主の状況】

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番11号	190,730	15.81
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社	東京都港区浜松町二丁目11番3号	61,920	5.13
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	38,165	3.16
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	30,000	2.49
資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番12号	28,820	2.39
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505225 (常任代理人 株式会社みずほコーポ レート銀行決済営業部)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS, 02101 U.S.A. (東京都中央区月島四丁目16番13号)	24,694	2.05
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505202 (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	NYMPHENBURGER STR. 70 8000 MUNICH 2 GERMANY (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	22,076	1.83
野村信託銀行株式会社	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	20,621	1.71
株式会社みずほコーポレート銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託 銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	20,000	1.66
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT-TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000 AUSTRALIA (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	19,153	1.59
計	-	456,180	37.82

(注) 1. 記載株数は、千株未満を切捨てて表示しております。

2. 上記信託銀行の所有株式数には、信託業務に係る株式を次のとおり含んでおります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社190,730千株、日本マスタートラスト信託銀行株式会社61,920千株、資産管理サービス信託銀行株式会社28,820千株、野村信託銀行株式会社20,621千株

3. 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから、平成22年8月30日付で提出された大量保有(変更)報告書により、平成22年8月23日現在で株式会社三菱東京UFJ銀行他4社がそれぞれ以下の通り株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有状況の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	株式 8,723	0.72
三菱UFJ信託銀行株式会社	株式 36,732	3.05
三菱UFJセキュリティーズインターナショナル	株式 5,770	0.48
三菱UFJ投信株式会社	株式 5,608	0.46
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	株式 3,451	0.29
計	株式 60,286	4.97

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 12,846,000	-	単元株式数 1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,184,192,000	1,184,192	同上
単元未満株式	普通株式 9,248,115	-	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	1,206,286,115	-	-
総株主の議決権	-	1,184,192	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が24,000株(議決権の数24個)含まれております。

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社 商船三井	東京都港区虎ノ門 二丁目1番1号	10,158,000	-	10,158,000	0.84
大阪船舶株式会社	大阪市西区江戸堀 一丁目18番11号	144,000	-	144,000	0.01
第一中央汽船株式会社	東京都中央区新富 二丁目14番4号	2,544,000	-	2,544,000	0.21
計	-	12,846,000	-	12,846,000	1.06

(注) 上記のほか株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が12,286株(議決権の数12個)あります。なお、当該株式数は、上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」の欄に含まれております。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	714	685	671	623	597	577
最低(円)	659	593	585	554	526	524

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）及び「海運企業財務諸表準則」（昭和29年運輸省告示第431号）に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表についてはあずさ監査法人による四半期レビューを受け、また、当第2四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表については有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となっております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結損益計算書】  
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
売上高	624,562	802,839
売上原価	585,785	675,970
売上総利益	38,776	126,869
販売費及び一般管理費	1 50,235	1 44,243
営業利益又は営業損失( )	11,458	82,625
営業外収益		
受取利息	1,188	682
受取配当金	1,708	1,979
持分法による投資利益	2,079	5,185
為替差益	337	-
デリバティブ評価益	1,403	-
その他営業外収益	2,906	1,537
営業外収益合計	9,624	9,384
営業外費用		
支払利息	7,342	5,810
為替差損	-	3,648
デリバティブ評価損	-	1,495
その他営業外費用	834	746
営業外費用合計	8,177	11,700
経常利益又は経常損失( )	10,011	80,309
特別利益		
固定資産売却益	7,780	3,295
投資有価証券売却益	2,399	883
傭船解約金	1,016	1,430
その他特別利益	2,841	935
特別利益合計	14,038	6,545
特別損失		
固定資産売却損	442	2,620
固定資産除却損	3,620	3,698
投資有価証券評価損	131	948
傭船解約金	6,356	3,704
貸倒引当金繰入額	27	-
特別退職金	22	-
その他特別損失	4,314	2,145
特別損失合計	14,913	13,118
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失( )	10,887	73,736
法人税等	2,901	2 24,181
少数株主損益調整前四半期純利益	-	49,554
少数株主利益	1,947	1,302
四半期純利益又は四半期純損失( )	9,934	48,251

## 【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
売上高	327,090	405,857
売上原価	300,975	340,081
売上総利益	26,114	65,775
販売費及び一般管理費	25,305	22,249
営業利益	808	43,526
営業外収益		
受取利息	461	421
受取配当金	224	662
持分法による投資利益	1,781	2,917
デリバティブ評価益	1,037	-
その他営業外収益	1,406	840
営業外収益合計	4,912	4,841
営業外費用		
支払利息	3,631	2,878
為替差損	308	3,527
デリバティブ評価損	-	560
その他営業外費用	292	341
営業外費用合計	4,232	7,307
経常利益	1,488	41,060
特別利益		
固定資産売却益	5,084	740
投資有価証券売却益	2,387	883
備船解約金	-	1,430
その他特別利益	2,601	462
特別利益合計	10,073	3,517
特別損失		
固定資産売却損	147	1,552
固定資産除却損	2,183	837
投資有価証券評価損	114	823
備船解約金	-	291
その他特別損失	2,778	1,654
特別損失合計	5,223	5,158
税金等調整前四半期純利益	6,337	39,419
法人税等	2,504	11,070
少数株主損益調整前四半期純利益	-	28,348
少数株主利益	752	919
四半期純利益	3,080	27,428

( 2 ) 【四半期連結貸借対照表】

( 単位：百万円 )

	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	57,731	44,147
受取手形及び営業未収金	132,529	117,483
有価証券	46,024	42,482
たな卸資産	1 39,757	1 38,531
繰延及び前払費用	53,631	52,538
繰延税金資産	6,041	5,459
その他流動資産	43,577	51,752
貸倒引当金	308	365
流動資産合計	378,984	352,030
固定資産		
有形固定資産		
船舶(純額)	717,287	661,716
建物及び構築物(純額)	135,673	136,690
機械装置及び運搬具(純額)	11,709	12,739
器具及び備品(純額)	4,435	4,790
土地	216,844	185,053
建設仮勘定	152,440	206,431
その他有形固定資産(純額)	1,493	1,753
有形固定資産合計	2 1,239,885	2 1,209,175
無形固定資産	9,265	9,079
投資その他の資産		
投資有価証券	184,349	210,373
長期貸付金	24,644	28,164
長期前払費用	22,254	21,327
繰延税金資産	5,768	5,509
その他長期資産	22,413	28,108
貸倒引当金	2,742	2,456
投資その他の資産合計	256,688	291,027
固定資産合計	1,505,838	1,509,282
資産合計	1,884,822	1,861,312

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び営業未払金	124,718	114,352
社債短期償還金	55,909	55,998
短期借入金	88,374	99,393
未払法人税等	20,586	3,719
前受金	24,719	23,033
繰延税金負債	243	205
引当金		
賞与引当金	3,490	4,279
役員賞与引当金	30	162
事業整理損失引当金	-	4
引当金計	3,520	4,446
コマーシャル・ペーパー	12,500	8,500
その他流動負債	50,490	45,535
流動負債合計	381,063	355,185
固定負債		
社債	167,372	153,425
長期借入金	431,492	441,285
繰延税金負債	27,654	47,192
引当金		
退職給付引当金	14,719	15,052
役員退職慰労引当金	1,869	2,044
特別修繕引当金	18,588	18,709
引当金計	35,177	35,806
その他固定負債	129,749	92,715
固定負債合計	791,446	770,424
負債合計	1,172,509	1,125,609
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	65,400	65,400
資本剰余金	44,519	44,522
利益剰余金	660,842	616,736
自己株式	7,145	7,126
株主資本合計	763,617	719,532
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	11,185	20,999
繰延ヘッジ損益	107,199	45,454
為替換算調整勘定	34,336	35,569
評価・換算差額等合計	130,349	60,024
新株予約権	1,870	1,523
少数株主持分	77,173	74,670
純資産合計	712,312	735,702
負債純資産合計	1,884,822	1,861,312

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失( )	10,887	73,736
減価償却費	43,476	38,767
持分法による投資損益( は益)	2,079	5,185
投資有価証券評価損益( は益)	131	948
引当金の増減額( は減少)	1,167	1,100
受取利息及び受取配当金	2,896	2,661
支払利息	7,342	5,810
投資有価証券売却損益( は益)	2,399	781
有形固定資産除売却損益( は益)	3,718	3,024
為替差損益( は益)	659	333
売上債権の増減額( は増加)	29,292	16,668
たな卸資産の増減額( は増加)	7,096	1,391
仕入債務の増減額( は減少)	7,183	11,840
その他	3,936	16,711
小計	39,537	122,716
利息及び配当金の受取額	4,903	3,961
利息の支払額	7,571	5,639
法人税等の支払額	7,193	9,744
営業活動によるキャッシュ・フロー	29,676	111,293
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
投資有価証券の取得による支出	1,552	1,092
投資有価証券の売却及び償還による収入	3,083	3,983
有形及び無形固定資産の取得による支出	124,803	154,436
有形及び無形固定資産の売却による収入	23,683	59,864
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	4,933	-
短期貸付金の純増減額( は増加)	114	258
長期貸付けによる支出	612	1,553
長期貸付金の回収による収入	611	1,373
その他	1,812	1,972
投資活動によるキャッシュ・フロー	106,221	90,146
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期社債の純増減額( は減少)	1,004	228
短期借入金の純増減額( は減少)	26,286	7,918
コマーシャル・ペーパーの純増減額( は減少)	5,000	4,000
長期借入れによる収入	103,924	59,387
長期借入金の返済による支出	36,840	67,237
社債の発行による収入	64,675	20,000
社債の償還による支出	20,337	4,776
自己株式の取得による支出	63	33
自己株式の売却による収入	54	12
配当金の支払額	18,524	3,610
少数株主への配当金の支払額	1,601	643
その他	329	650
財務活動によるキャッシュ・フロー	60,674	1,242

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,144	2,288
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	14,725	17,616
現金及び現金同等物の期首残高	83,194	85,894
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1	-
現金及び現金同等物の四半期末残高	68,470	103,510

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更</p> <p>第1四半期連結会計期間より、ANTHEM MARITIME INC. を含む7社は新たに設立したため、連結の範囲に含めております。</p> <p>当第2四半期連結会計期間より、ACCORD SHIPPING INC. を含む11社は新たに設立したため、連結の範囲に含めております。</p> <p>また、(株)シーロックス北一は当第2四半期連結会計期間において株式を全て売却し、子会社ではなくなったため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 291社</p>
2. 持分法の適用に関する事項の変更	<p>持分法適用関連会社</p> <p>(1) 持分法適用関連会社の変更</p> <p>第1四半期連結会計期間より、SRV JOINT GAS LIMITEDを含む2社は重要性が増したため、持分法適用の範囲に含めております。</p> <p>当第2四半期連結会計期間より、TRINITY LNG CARRIER INC. は重要性が増したため、また、TAN CANG-CAI MEP TOWAGE SERVICES CO., LTD. は新たに設立したため、持分法適用の範囲に含めております。</p> <p>また、高松エクスプレス(株)は第1四半期連結会計期間において株式を譲渡したため、持分法適用の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 変更後の持分法適用関連会社の数 59社</p>
3. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(資産除去債務に関する会計基準の適用)</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」 (企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>この変更による影響は軽微であります。</p>

【表示方法の変更】

当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
(四半期連結損益計算書) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第2四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。 前第2四半期連結累計期間において区分掲記しておりました「特別退職金」は、特別損失の総額の100分の20以下であり重要性が低いため、当第2四半期連結累計期間においては、「その他特別損失」に含めて表示しております。なお、当第2四半期連結累計期間の「特別退職金」は189百万円であります。 前第2四半期連結累計期間において区分掲記しておりました「貸倒引当金繰入額」は、特別損失の総額の100分の20以下であり重要性が低いため、当第2四半期連結累計期間においては、「その他特別損失」に含めて表示しております。なお、当第2四半期連結累計期間の「貸倒引当金繰入額」は399百万円であります。

当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
(四半期連結損益計算書) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第2四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。 前第2四半期連結会計期間において、「その他特別利益」に含めて表示しておりました「傭船解約金」は、特別利益の総額の100分の20を超えたため、当第2四半期連結会計期間では区分掲記することとしました。なお、前第2四半期連結会計期間の「その他特別利益」に含まれる「傭船解約金」は985百万円であります。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
1. 税金費用の計算	税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、税引前四半期純損益に一時差異等に該当しない重要な差異を加減した上で、法定実効税率を乗じて計算しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。

【追加情報】

当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
(耐用年数の変更) 当社船隊にLNG船が加わってから20年超経過し、LNG船の使用実績データが十分に入手可能となったことを契機にLNG船の使用可能予測期間を見直したところ、従来採用の耐用年数よりも長期間の使用が見込めることが判明したため、当連結会計年度から実績に基づく使用可能予測期間による耐用年数である20年を採用することとしました。 この結果、従来の方法に比較して、当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益、税金等調整前四半期純利益が3,042百万円それぞれ増加しております。

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要なものは次の通り であります。	1 販売費及び一般管理費のうち主要なものは次の通り であります。
(百万円)	(百万円)
役員報酬及び従業員給与 22,072	役員報酬及び従業員給与 20,871
退職給付費用 2,007	退職給付費用 584
賞与引当金繰入額 3,120	賞与引当金繰入額 2,515
役員賞与引当金繰入額 118	役員賞与引当金繰入額 37
貸倒引当金繰入額 66	貸倒引当金繰入額 21
役員退職慰労引当金繰入額 346	役員退職慰労引当金繰入額 342
	2 法人税等には過年度法人税等が5,333百万円含まれて おります。 過年度法人税等は、主に当社と米国子会社との間の荷役 取引に関する法人税の更正処分(移転価格及び寄付金課 税)によるものであります。

前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
販売費及び一般管理費のうち主要なものは次の通りで あります。	販売費及び一般管理費のうち主要なものは次の通りで あります。
(百万円)	(百万円)
役員報酬及び従業員給与 11,237	役員報酬及び従業員給与 10,221
退職給付費用 1,014	退職給付費用 918
賞与引当金繰入額 1,614	賞与引当金繰入額 1,393
役員賞与引当金繰入額 51	役員賞与引当金繰入額 22
貸倒引当金繰入額 58	貸倒引当金繰入額 7
役員退職慰労引当金繰入額 187	役員退職慰労引当金繰入額 193

( 四半期連結貸借対照表関係 )

当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)			前連結会計年度末 (平成22年3月31日)		
1 たな卸資産の内訳は次の通りであります。 (百万円)			1 たな卸資産の内訳は次の通りであります。 (百万円)		
原材料及び貯蔵品	38,741		原材料及び貯蔵品	37,514	
その他	1,015		その他	1,017	
2 有形固定資産の減価償却累計額	694,834百万円		2 有形固定資産の減価償却累計額	722,192百万円	
3 偶発債務 保証債務等			3 偶発債務 保証債務等		
被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務の 内容	被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務の 内容
NEFERTITI LNG SHIPPING CO., LTD.	14,785 (US\$176,400千)	船舶設備資金借入金	NEFERTITI LNG SHIPPING CO., LTD.	16,412 (US\$176,400千)	船舶設備資金借入金
JOINT GAS TWO LTD.	9,891 (US\$118,014千)	支払傭船料他	JOINT GAS TWO LTD.	10,264 (US\$110,324千)	支払傭船料他
ICE GAS LNG SHIPPING COMPANY LIMITED	9,518 (US\$113,552千)	船舶設備資金借入金他	ICE GAS LNG SHIPPING COMPANY LIMITED	9,546 (US\$102,604千)	船舶設備資金借入金他
JOINT GAS LTD.	6,794 (US\$81,061千)	支払傭船料他	JOINT GAS LTD.	7,084 (US\$76,139千)	支払傭船料他
MONTERIGGIONI INC.	6,402 (US\$71,139千)	支払傭船料他	MONTERIGGIONI INC.	6,424 (US\$68,960千他)	支払傭船料他
MAPLE LNG TRANSPORT INC. INDIA LNG TRANSPORT COMPANY (NO.1) LTD. / INDIA LNG TRANSPORT COMPANY (NO.2) LTD.	4,256	船舶設備資金借入金	MAPLE LNG TRANSPORT INC. INDIA LNG TRANSPORT COMPANY (NO.1) LTD. / INDIA LNG TRANSPORT COMPANY (NO.2) LTD.	4,378	船舶設備資金借入金
PENINSULA LNG TRANSPORT NO.3 LTD.	3,561 (US\$42,489千)	金利スワップ関連他	PENINSULA LNG TRANSPORT NO.3 LTD.	3,626 (US\$38,980千)	金利スワップ関連他
PENINSULA LNG TRANSPORT NO.2 LTD.	3,239 (US\$38,649千)	船舶設備資金借入金他	PENINSULA LNG TRANSPORT NO.2 LTD.	3,513 (US\$37,764千)	船舶設備資金借入金他
PENINSULA LNG TRANSPORT NO.1 LTD.	3,204 (US\$38,230千)	船舶設備資金借入金他	PENINSULA LNG TRANSPORT NO.1 LTD.	3,479 (US\$37,396千)	船舶設備資金借入金他
CAMARTINA SHIPPING INC.	3,192 (US\$38,081千)	船舶設備資金借入金他	CAMARTINA SHIPPING INC.	3,476 (US\$37,368千)	船舶設備資金借入金他
DUQM MARITIME TRANSPORTATION COMPANY S.A.	2,996 (US\$35,744千)	船舶設備資金借入金	DUQM MARITIME TRANSPORTATION COMPANY S.A.	3,344 (US\$35,947千)	船舶設備資金借入金
	2,896 (US\$34,560千)	船舶設備資金借入金		3,334 (US\$35,840千)	船舶設備資金借入金

当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)			前連結会計年度末 (平成22年3月31日)		
被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務の 内容	被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務の 内容
LNG EBISU SHIPPING CORPORATION	2,436	船舶購入資金 借入金	LNG EBISU SHIPPING CORPORATION	2,547	船舶購入資金 借入金
HAIMA MARITIME TRANSPORTATION COMPANY S.A.	2,202 (US\$26,280千)	船舶設備資金 借入金	HAIMA MARITIME TRANSPORTATION COMPANY S.A.	2,535 (US\$27,253千)	船舶設備資金 借入金
RAYSUT MARITIME TRANSPORTATION COMPANY S.A.	2,152 (US\$25,677千)	船舶設備資金 借入金	RAYSUT MARITIME TRANSPORTATION COMPANY S.A.	2,475 (US\$26,606千)	船舶設備資金 借入金
AL-MUSANAH MARITIME TRANSPORTATION COMPANY S.A.	1,994 (US\$23,800千)	船舶設備資金 借入金	AL-MUSANAH MARITIME TRANSPORTATION COMPANY S.A.	2,214 (US\$23,800千)	船舶設備資金 借入金
従業員	1,562	住宅・教育 ローン	従業員	1,646	住宅・教育 ローン
(株)ワールド流通セ ンター	1,253	倉庫建設資金 借入金	(株)ワールド流通セ ンター	1,343	倉庫建設資金 借入金
その他(30件)	4,176 (US\$23,903千他)		その他(33件)	4,304 (US\$23,757千他)	
合計(円貨) 合計 (外貨/内数)	86,520 (US\$887,586千他)		合計(円貨) 合計 (外貨/内数)	91,953 (US\$859,143千他)	
保証債務等には保証類似行為を含んでおります。 外貨による保証残高US\$887,586千他の円貨額は75,045 百万円であります。 上記のうち再保証額は14百万円であります。 (百万円)			保証債務等には保証類似行為を含んでおります。 外貨による保証残高US\$859,143千他の円貨額は80,209 百万円であります。 上記のうち再保証額は32百万円であります。 (百万円)		
連帯債務のうち他の連帯債務者負担額 5,301			連帯債務のうち他の連帯債務者負担額 7,909		

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年9月30日現在) (百万円)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年9月30日現在) (百万円)
現金及び預金勘定 69,803	現金及び預金勘定 57,731
預入期間が3か月を超える定期預金 1,332	預入期間が3か月を超える定期預金 220
現金及び現金同等物 68,470	取得日から3か月以内に償還期限の到 来する有価証券 46,000
	現金及び現金同等物 103,510

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成22年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,206,286千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 10,912千株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 1,870百万円

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月22日 定時株主総会	普通株式	3,588	3.0	平成22年3月31日	平成22年6月23日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年10月29日 取締役会	普通株式	5,980	5.0	平成22年9月30日	平成22年11月22日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

	不定期専用船事業 (百万円)	コンテナ船事業 (百万円)	フェリー・内航事業 (百万円)	関連事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)								
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	175,490	111,735	13,207	24,555	2,100	327,090	-	327,090
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	458	258	85	3,522	2,329	6,654	(6,654)	-
計	175,949	111,993	13,293	28,078	4,429	333,744	(6,654)	327,090
営業利益又は損失( )	17,383	18,700	289	2,247	223	863	(54)	808
経常利益又は損失( )	15,958	17,555	238	2,460	405	1,030	457	1,488

	不定期専用船事業 (百万円)	コンテナ船事業 (百万円)	フェリー・内航事業 (百万円)	関連事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)								
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	330,400	215,702	25,476	48,517	4,464	624,562	-	624,562
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,005	624	134	7,473	5,023	14,261	(14,261)	-
計	331,406	216,327	25,611	55,991	9,487	638,823	(14,261)	624,562
営業利益又は損失( )	21,711	38,482	1,137	4,938	1,684	11,284	(174)	11,458
経常利益又は損失( )	20,091	37,592	1,136	5,520	1,357	11,760	1,748	10,011

(注) 1. 各事業区分に属する主要な事業

前第2四半期連結会計(累計)期間

事業区分	主要な事業
不定期専用船事業	船舶運航業、貸船業、船舶管理業、運送代理店業
コンテナ船事業	船舶運航業、貸船業、コンテナターミナル業、運送代理店業、貨物運送取扱業
フェリー・内航事業	フェリー及び内航海運業、貨物運送取扱業
関連事業	不動産事業、客船事業、曳船業、商社事業、その他
その他事業	船舶運航業、船舶管理業、貸船業、金融業、造船業、その他

## 2. 事業区分の変更

事業区分の方法については、従来6区分としておりましたが、コンテナ船事業とロジスティクス事業のシナジー強化の目的で、当社が当期に「ロジスティクス事業部」を「定航部」に統合した事に伴い、従来、独立の事業区分でありました「ロジスティクス事業」を「コンテナ船事業」に含め、当連結会計年度より、5区分に変更しております。

なお、前第2四半期連結累計期間のセグメント情報を当第2四半期連結累計期間において用いた事業区分の方法により区分すると次のようになります。

	不定期専用船事業 (百万円)	コンテナ船事業 (百万円)	フェリー・内航事業 (百万円)	関連事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)								
売上高								
(1) 外部顧客に対する売上高	594,859	399,223	29,217	66,636	4,829	1,094,767	-	1,094,767
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	1,549	961	80	12,342	7,516	22,449	(22,449)	-
計	596,409	400,185	29,297	78,978	12,345	1,117,216	(22,449)	1,094,767
営業利益又は損失( )	160,329	4,767	184	6,709	2,735	165,191	(560)	164,630
経常利益又は損失( )	171,152	1,491	280	7,366	1,364	178,111	7,888	185,999

【所在地別セグメント情報】

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)								
売上高								
(1) 外部顧客に対する売上高	311,430	6,895	3,363	5,307	92	327,090	-	327,090
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	939	3,461	1,889	1,922	1,680	9,893	(9,893)	-
計	312,369	10,357	5,253	7,230	1,772	336,983	(9,893)	327,090
営業利益又は損失( )	893	1,639	446	56	19	1,116	(307)	808
経常利益又は損失( )	26	1,698	142	20	7	1,803	(314)	1,488

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)								
売上高								
(1) 外部顧客に対する売上高	594,372	12,766	6,187	11,065	170	624,562	-	624,562
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	2,829	7,383	4,547	3,957	2,988	21,706	(21,706)	-
計	597,202	20,149	10,735	15,022	3,159	646,269	(21,706)	624,562
営業利益又は損失( )	14,773	2,823	1,133	23	2	10,791	(667)	11,458
経常利益又は損失( )	10,607	2,871	388	147	33	7,166	(2,845)	10,011

(注) 1. 地域は、地理的近接度により区分しております。

2. 本邦以外の区分に属する地域の内訳は次のとおりであります。

- (1) 北米.....米国、カナダ
- (2) 欧州.....英国、オランダなど欧州諸国
- (3) アジア.....中近東、中国などアジア諸国
- (4) その他.....中南米、アフリカ、オセアニア諸国

3. 「日本」のセグメントに属する連結子会社には、「日本」の売上に対応する営業費用を有する在外子会社を含みます。

【海外売上高】

前第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

	北米	欧州	アジア	中南米	オセアニア	その他	計
海外売上高(百万円)	59,049	45,816	67,734	36,154	56,765	20,311	285,831
連結売上高(百万円)	-	-	-	-	-	-	327,090
海外売上高の連結売上高に占める割合(%)	18.1	14.0	20.7	11.1	17.4	6.2	87.4

前第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

	北米	欧州	アジア	中南米	オセアニア	その他	計
海外売上高(百万円)	117,055	83,675	133,048	67,764	104,863	39,006	545,413
連結売上高(百万円)	-	-	-	-	-	-	624,562
海外売上高の連結売上高に占める割合(%)	18.7	13.4	21.3	10.8	16.8	6.2	87.3

- (注) 1. 地域は地理的近接度により区分しております。
2. 本邦以外の区分に属する地域の内訳は次の通りであります。
- (1) 北米.....米国、カナダ
  - (2) 欧州.....英国、オランダなど欧州諸国
  - (3) アジア.....中近東、中国などアジア諸国
  - (4) 中南米.....ブラジル、チリなど中南米諸国
  - (5) オセアニア.....オーストラリアなどオセアニア諸国
  - (6) その他.....上記以外
3. 海外売上高の主なものは外航に係る海運業収益であります。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、海運業を中心に事業活動を展開しております。なお、「不定期専用船事業」、「コンテナ船事業」、「フェリー・内航事業」及び「関連事業」の4つを報告セグメントとしております。

「不定期専用船事業」は、ドライバルク船、油送船、LNG船、自動車専用船等の不定期専用船を保有、運航しております。「コンテナ船事業」は、コンテナ船の保有、運航、コンテナターミナルの運営、運送代理店の展開などによりコンテナ定期航路を運営し、貨物輸送を行っております。また、ロジスティクス事業も行っております。「フェリー・内航事業」は、フェリーを運航し、旅客並びに貨物輸送を行っております。また、内航貨物輸送も行っております。「関連事業」は、不動産事業、客船事業、曳船業、商社事業、建設業、人材派遣業などを営んでおります。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第2四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	不定期専用 船事業	コンテナ船 事業	フェリー ・内航 事業	関連事業	計				
売上高									
外部顧客への売上高	411,547	308,478	25,824	53,526	799,377	3,462	802,839	-	802,839
セグメント間の内部売上高又は振替高	586	840	99	7,570	9,096	3,502	12,599	(12,599)	-
計	412,134	309,318	25,923	61,097	808,473	6,965	815,439	(12,599)	802,839
セグメント利益又は損失( )	49,703	25,919	257	5,265	80,631	1,035	81,666	(1,357)	80,309

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメント等であり、船舶運航業、船舶管理業、貸船業、金融業及び造船業等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額 1,357百万円には、セグメント間取引消去 290百万円及び各報告セグメントに配賦しえない全社収益及び全社費用 1,066百万円が含まれております。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当第2四半期連結会計期間（自平成22年7月1日 至平成22年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	不定期専用 船事業	コンテナ船 事業	フェリー ・内航 事業	関連事業	計				
売上高									
外部顧客への売上高	201,735	162,042	13,642	26,828	404,248	1,608	405,857	-	405,857
セグメント間の内部売上高又は振替高	276	395	50	3,703	4,426	1,863	6,289	(6,289)	-
計	202,011	162,438	13,692	30,532	408,674	3,471	412,146	(6,289)	405,857
セグメント利益	21,717	17,393	693	2,643	42,447	516	42,963	(1,902)	41,060

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメント等であり、船舶運航業、船舶管理業、貸船業、金融業及び造船業等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額 1,902百万円には、セグメント間取引消去 287百万円及び各報告セグメントに配賦しえない全社収益及び全社費用 1,614百万円が含まれております。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)

1. スtock・オプションに係る当第2四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 347百万円

2. 当第2四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成22年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役 10名、執行役員 21名、従業員 36名、国内連結子会社社長 33名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 1,710,000株
付与日	平成22年8月16日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成24年7月31日から平成32年6月21日まで
権利行使価格	642円
付与日における公正な評価単価	203円

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	529.77円	1株当たり純資産額	551.70円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)		当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	
1株当たり四半期純損失金額	8.30円	1株当たり四半期純利益金額	40.36円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	
		38.92円	

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益又は四半期純損失( )(百万円)	9,934	48,251
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失( )(百万円)	9,934	48,251
期中平均株式数(千株)	1,196,615	1,195,390
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	-	44,375
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	平成21年7月30日取締役会決議により付与された新株予約権方式のストック・オプション(株式の数1,640千株)	平成22年7月30日取締役会決議により付与された新株予約権方式のストック・オプション(株式の数1,710千株)

前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	2.57円	1株当たり四半期純利益金額	22.95円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	2.48円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	22.12円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	3,080	27,428
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	3,080	27,428
期中平均株式数(千株)	1,196,615	1,195,382
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	44,376	44,374
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	平成21年7月30日取締役会決議により付与された新株予約権方式のストック・オプション(株式の数1,640千株)	平成22年7月30日取締役会決議により付与された新株予約権方式のストック・オプション(株式の数1,710千株)

(重要な後発事象)

子会社の合併

当社の連結子会社である、株式会社宇徳と国際コンテナターミナル株式会社は、平成22年11月5日開催の各社の取締役会において、株式会社宇徳を存続会社とする合併を行うことを決議し、当事企業間で基本合意書を締結しました。

(1) 企業結合の概要

結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業：株式会社宇徳(事業の内容：港湾運送事業 他)

被結合企業：国際コンテナターミナル株式会社(事業の内容：港湾運送事業 他)

企業結合日(合併の効力発生日)

平成23年4月1日(予定)

企業結合の法的形式

株式会社宇徳を存続会社とする合併

結合後企業の名称

株式会社宇徳

取引の目的を含む取引の概要

港湾運送事業に加え、プラント工事・倉庫・物流等、幅広い事業領域を持つ株式会社宇徳と、高質なコンテナターミナルオペレーターとして蓄積された実績を持つ国際コンテナターミナル株式会社が合併することにより、充実した経営資源と、より広範囲になるサービスメニューを有効活用して積極的な事業展開を行い、港湾運送事業に加え、物流事業とプラント事業についても多方面の顧客に評価されるサービス品質の向上を通じて飛躍、発展させ、企業価値の極大化を目指すものであります。

(2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、「共通支配下の取引等」の会計処理を適用することとなります。

## 2【その他】

平成22年10月29日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- (イ) 中間配当による配当金の総額.....5,980百万円
  - (ロ) 1株当たりの金額..... 5円00銭
  - (ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成22年11月22日
- (注) 平成22年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月13日

株式会社商船三井  
取締役会 御中

### あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 浜村 和則 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 秋山 茂盛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社商船三井の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結損益計算書、四半期連結貸借対照表及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社商船三井及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更<sup>3</sup>に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度より、船上コンテナ・スペース相互融通取引に係る未収金及び未払金を相手先毎に相殺表示する会計処理方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月15日

株式会社 商船三井  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 浜村 和則 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 秋山 茂盛 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 阿部 與直 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社商船三井の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結損益計算書、四半期連結貸借対照表及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社商船三井及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。